



子育て支援施設 & 催しのご案内

◆すこやかタイム◆

毎週土曜日に、児童館で子ども向けの「すこやかタイム」という楽しい催しを行っています。
事前の申し込みは必要ありません。就学前のお子さんは、保護者と一緒にあそびにきてください。
※1回目10時30分から、2回目13時30分から

- 3月5日(土) 風を作ってあげよう
- 3月12日(土) おりがみあそび
- 3月19日(土) メルヘンタイム
- 3月26日(土) マスコット作り
- 4月2日(土) スライムあそび

◆母と子のサロン「成長の記録」を開催します◆

母と子のサロン参加者へ、来館時の写真のアルバムと身長体重の記録を贈呈します。その他、写真をスライドショーにしてみんなで観賞したり、絵本の読み聞かせや簡単な手遊びを通して親子で楽しく過ごします。

日時 3月8日(火) 10時～12時

※10時～10時30分 身体測定
※10時30分～12時 成長の記録

場所 多久市児童館

対象 就学前の乳幼児とその保護者

講師 児童厚生員

参加料 無料

問い合わせ 児童館 ☎75-6621

子育て支援センター (杉の子保育園内)

◆子育てクラブ「わくわくランド」◆

日時 毎週木曜日 (祝日休み) 10時～12時

場所 多久市児童館

◆園庭開放(杉の子保育園内)

日時 月～土曜日 (祝日休み) 9時～14時

◆子育て相談(電話相談可)

日時 月～土曜日 (祝日休み) 9時～17時

人権教育 No. 227

「障害者差別禁止法」 「共に生きる」

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が4月1日から施行されます。この法律は、障害のある人への差別をなくすことと、障害のある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指しており、行政など公的機関に対しては、障害者に対する支援を義務付けるほか、企業など民間事業者も努力義務を果たすことになっています。

この法律は、2種類の「障害を理由とする差別」が禁止されます。一つ目は、「不当な差別的取扱い」の禁止です。障害を理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件をつけたりする

「障害のある人もない人も、チャンスや待遇は平等です。一人ひとりが相手を理解しようとする気持ちを持ち、誰もが共に生きる社会の実現を目指すべきです。そのために、私たちは「何が差別か」を見抜く力を高めることが大切ではないでしょうか。」

社会教育指導員 野中久美子

市交際費の支出状況

▶平成27年度1月分

支出種別	区分	件数	金額(円)
弔 慰	今月分	2	15,000
	累計	34	134,072
見舞い	今月分	0	0
	累計	3	30,000
御 祝	今月分	0	0
	累計	41	187,600
賛 助	今月分	0	0
	累計	2	8,000
激励金	今月分	0	0
	累計	0	0
接 遇	今月分	0	0
	累計	43	121,323
会 費	今月分	17	45,000
	累計	53	226,000
その他	今月分	0	0
	累計	3	12,800
合 計	今月分	19	60,000
	累計	179	719,795

◎詳細は市のホームページに掲載しています。

■問い合わせ 総務課 秘書係 ☎75-2115

市民文芸

短歌

《麦の芽短歌会 互選》

南国の雪とも思えぬ積雪に
童にかえり雪だるま作る
梶原 恵美子

日が射せど風冷たくて肩冷えの
二月は冬の忘れじの季
田淵ミチ子

「私より長く生きよ」と言ひし母
九十四歳を目標にせむ
本村 則子

生きたいと強く願えば感性が
鋭くなるね不思議なほどに
野崎 隆幸

苔の木が霧にぬれてる広い庭
悠久の時に思いを馳せる
浦野 嘉恵

俳句

《大石ひろ女 選》

冬將軍どつかと座る三日間
中尾 和弘

節分や爺と婆との福は内
田中あつ子

松過ぎの庭に差し込む陽の眩し
武富 律子

しんしんと 雪しんしんと 降りにけり
光野 正子

二、三輪梅の古木に花凛と
川内スミ子

川柳

《多久市川柳会 互選》

追いかけて追いかけて成長す
古井のぶこ

健康な身体が進む登山道
西山 残月

健康な一家に邪魔な置き薬
松下 修

親不孝まだ気付かない親不孝
田代まつこ

天命のままの人生老夫婦
田中正春